

「文久の修陵」と年貢地

外池 昇

はじめに

「山陵修補建白」と修陵の計画

周濠の処置と戸田藩・朝廷

山陵見分と年貢地——河内国をめぐって——

神武天皇陵と年貢地

天智天皇陵と年貢地

諸陵と年貢地——高屋築山古墳（安閑天皇陵）・国府市野山古墳（允恭天皇陵）をめぐって——

おわりに

表『文久の修陵』の期日

はじめに

「文久の修陵」は一般に、文久二年閏八月八日の宇都宮戸田藩による「山陵修補の建白」に端を発する天皇陵等の比定・土木工事の一連の過程を指す。⁽¹⁾

従来この「文久の修陵」をめぐって注目されてきたのは、どの程度の土木工事が古墳になされたのか等という考古学的発想によるものと、なぜ、どのようにしてこの時期に宇都宮戸田藩が天皇陵の比定・土木工事に取り組んだのかとい

う、幕末・維新期の政治史的発想によるものに大きく分けることができるかと思われる。

本稿の関心はもとより後者に拠るものであるが、その中でも特に、田・畑・山等の年貢地になっていた古墳が、「文久の修陵」に際して天皇陵等として囲い込まれるにあたって、どのような処置がなされるかという点について考察することにした。

「文久の修陵」をめぐっては、戦前から厚い研究の蓄積があるが、それらはいずれも尊皇思想との関わりで論じられてきたため、本稿が注目しようとしている年貢地の処置については、視野から外されている。

この年貢地の問題は、戦後期の「文久の修陵」の研究の中でも、僅かに戸原純一著「幕末の修陵について」⁽²⁾だけが、文久二年十一月～十二月に行なわれた山陵見分の戸田忠至による報告と、それに対する朝廷の反応を取り上げる中で触れているのみである。

戸原論文によれば、忠至は山陵見分途次の大坂から幕府・京都所司代に提出した報告書では、山陵が耕地となって肥料に人糞が用いられている点を憂慮しながらも年貢地となっている場合には容易に引き上げ兼ねるとしているが、帰京後の同年十二月十日の山陵御用掛諸卿列座の席での伺書では、修陵の方針の一つとして、陵上などの山陵々域内に設けられた耕地は年貢地たりとも引き上げること、としているのである。⁽³⁾

「文久の修陵」において修陵がなされた古墳からは、結果的にはこの忠至が示した方針の通り年貢地は引き上げられているのである。

本稿はこの戸原論文の成果を受け継ぎつつ、「文久の修陵」が実施される過程で年貢地の問題がどのように浮上し、また、解決されていったかを明らかにしようとするものである。

「山陵修補の建白」と修陵の計画

「文久の修陵」の端緒である文久二年閏八月の戸田越前守忠恕による「山陵修補の建白」は、幕府に修陵事業着手の許

可を求めることを目的としたものであり、その実施の具体的な方策をめぐっては、「右御入用筋之儀、公辺御散財不相成様家来共へ申付、工夫為仕度」⁽⁴⁾、あるいは「一家中粥ヲ啜候共、尊敬心切ヲ心懸修補可仕候」等というように、極めて抽象的・精神主義的な文言を連ねるのみである。

もちろん、戸田藩に修陵事業の裏付けについて何の目算もなかった訳ではなく、戸田藩なりの情况分析があつてこの建白はなされたのである。その詳細についてここで述べるゆとりはないが、ここで、同月十四日に「山陵修補の建白」が受け入れられた際の仰渡に、修陵事業の入用について触れた箇所があるのでみることにしたい。

御普請御入用金之儀者追々御下ヶ相成候間、御入用高等取調申聞候様、是又周防守様(板倉勝静)より被渡之候(5)つまり、経費は幕府で負担するので費用の見積りをせよ、というのである。

戸田藩はこの幕府の指示に対して、一カ所の山陵に付凡そ五五〇両の掛りとして神武天皇陵を除いて合計九十ヶ所で、計四万九千五百両の見当と回答した。⁽⁶⁾ 神武天皇陵を除いて九十ヶ所、という根拠も不明であるが、一ヶ所五五〇両というのも、戸田藩として必ずしも確実な拠り所があつてのことではなかった。それは、翌文久三年十一月に戸田忠至が次のように述べていることからわかる。

^(文久)去成閏八月中私儀江戸出立前凡之御入用御尋ニ付、御場所拜見不仕儀候得者凡之見積り出来兼候段御断申上候処、何れも大概ニ積申上候様被 仰渡候間、御陵外柵式百間石柵式拾間石垣同断御鳥居御燈籠敷石迄江戸職人共江申付候間、凡之値段を以申上候儀ニ御座候⁽⁷⁾

神武天皇陵を除いて四万九千五百両という数字は、山陵の实地調査が全く行なわれていない段階でのいわば推計であつたのである。

このように、戸田藩による修陵事業には、現地調査を経ない段階でその凡その大綱を決定せざるを得ない、という制約があつた。周到に準備された計画のもとに、緻密に事が進められたのではなかったのである。その間には、戸田藩にとって予想外の事態が幾つか発生しているが、その一つが、本稿で取り上げる山陵として修補しようとした古墳等が、年貢地となっている現実の姿である。

周濠の処置と戸田藩・朝廷

「山陵修補の建白」の起草、またそれ以前の段階から修陵事業の完成に至るまで、終始一貫してその推進役となったのは戸田忠至⁸⁾である。忠至は、文久二年九月二十六日に江戸から京都に向けて出立、十月九日には着京した。戸田家が宗家と仰ぐ正親町三条家、中でも特に実愛と緊密に連絡を取り、幕府・朝廷の指示・許可を受けつつ、山陵修補事業の基礎を固めたのである。

そして十一月一日には大和・河内・和泉方面の山陵見分のため京都を出立する許可を求めている⁹⁾。その一行は戸田忠至以下従僕上下五十六人、その他、西三条家来谷森外記^{善臣}・同平太、結城筑後守、京都在住水戸殿家来疋田作次郎、南都奉行組与力中條良蔵、吉田家諸大夫鈴鹿筑前守、村井修理少弐、京都町奉行力砂川健次郎・平塚瓢斎、岡本桃里、藤堂家来北浦儀助、大原家来矢盛式部、また京都大工棟梁今村又蔵、角井民之助^中、松井儀七郎らである。

この後一行は京都を出立。その内戸田藩士はこの見分で初めて天皇陵として修補しようとする巨大古墳を目の当たりにしたのである。忠至ももちろんその中の一人である。

一行は、約一箇月に及ぶ山陵見分の途次、十二月四日に大坂から京都・江戸表へ書付を差出した。そこで、元禄年間に幕府が行なった調べには疑わしい場所もあるがこの度は正確を期した、としてから、一行が見た山陵の実態について次のように述べている。

御陵之頂ニ麦作其他作物ヲ仕リ、養ヒノ為メ不浄ヲ掛ケ又者

御陵ヲ破リ 御石棺暴露仕候所も許多有之御陵之上ニ庶人之墓所有之候所も相見へ、或ハ御石棺中へ水溜り候御場所も有之、絶言語甚以奉恐入候御模様ニ御座候、右者全ク下民之心得違ヲ以開墾仕候義ニも無御座御領私領年貢地ニ相成居り候由村役人申聞候、一体

御陵ヲ年貢地ニ仕候義筆端ニも難述不敬之次第与奉存候間、等く相尋候処近年之事ニも無之年久敷年貢地ニ相成候由御

座候、尤聊宛之義^ニ者御座候へとも数年来之分者容易ニ引揚候義^ニも至り申間敷、御普請差支ニ相成候義心配仕候間、追テ取調之上尚又可奉伺候

御陵江罷越候道筋山林山谷ニ而殊之外難所多、当時之姿ニ而迎も奉幣 勅使等御参向之義者相成兼候間、責テ道巾三尺位ニも付ケ申度奉存候処、是以田畑山林之年貢ニ少々ツ、拘り候義ニ付追々取調之上可奉伺候⁽¹⁰⁾

忠至ら戸田藩士にとって、麦等の作物が植え付けられ、人糞が肥料として散布され、さらには石棺が暴られる⁽¹¹⁾という山陵の実態は、想像だにできなかったものに違いない。しかも、農民が自らの判断で耕作をしてそうになっているのではなく、領主もその実態を是認して年貢地となっているのである。修陵事業を成就させるのに当たって、解決すべき現実の問題が戸田藩の前に明らかになったと言えよう。

十二月九日には忠至は帰京し、翌十日には山陵御掛が列席する御所学習所⁽¹²⁾で、山陵修補事業全般にわたる問題点について書面を差出した。そこで忠至は年貢地の取り扱いについて、次のように述べている。

御陵頂ニ作物仕付年貢地ニ相成居候趣ニ付、是ハ無論ニ引上ケ可申、尤 御陵廻り之池ハ前段申上候通ニ付、其俣ニ仕置可申、御取極被下候上ハ関東へ申談可仕候事⁽¹³⁾

ここに至って忠至は、年貢地を引き上げてまでも、修陵事業を貫徹しようとする姿勢を朝廷に対して明確に示したのである。自藩の領内のことではないとはいえ、自らも幕藩制支配体制を構成する一員として、年貢地のもつ意味を履き違える訳もなかった筈である。見方によっては思い切った決断である。

またここにいる「前段申上候通」というのは、古墳の周濠が埋没して耕地となっている場合のことである。その部分も左に引用する。

御陵之制作一樣ニ無之 御代ニよつて変候間、廻之池埋り居り当地田畑ニ相成居候分ハ其儘ニ仕置^(時)

御陵之廻リニ惣体垣ヲ廻シ候ハ、御締付可申哉与奉存候、当時田畑ニ相成居候処ヲ取上ケ候へハ自然民心如何可有之哉、且又些少ニ而も不毛之地相成候義ハ歎ケ敷次第ニ奉存、仍之

桓武帝御代已来之制作之振ニ仕候時者、廻リニ池無之而済、且民心穩ニ可有之、却而

御陵往年御繁榮之基と奉存候⁽¹⁴⁾

この二点の問題点について、同月十五日付札によって朝廷の見解が示される。まず前者の年貢地についての付札は、次のようなものである。

自己ニ作物候義ハ書面之通無論ニ引上可然候、但迷惑ニ不相成様於関東可有勘弁、中古已来之定タリハ関東江届有之候而年貢地ニ相成候分ハ、関東ヨリ被充替地候様申談可有之事⁽¹⁵⁾

そして後者の陵の廻りが田畑になっている場合について、付札は左のように述べている。

民心ヲ察シ穩便之趣向尤ニ候へ共、池之現在分明ニ候処、今度無御修補被廢棄候而者至後年失古制御残念之義ニ付、堀浚御修補可有之、田畑年貢地ニ相成候場所夫々可被充替地将来自己作物之向も迷惑無之様可有勘考旨、関東へ可申談候事⁽¹⁶⁾

この間のやりとりから、「文久の修陵」の際にどのような経緯で古墳の墳丘部・周濠部が囲い込まれるに至ったかがよく理解できる。

まず戸田藩は今後の修陵事業の基本方針として、「墳丘が年貢地となっている場合は引き上げるが、周濠部（「御陵廻り」）が埋没し耕作されている場合は民心を考慮し、また不毛の地となるのもよくないので耕地を年貢地として残す。桓武天皇以降の陵に周濠はなく、かえって陵の繁榮にもなる」と述べたのである。

これに対して朝廷は付札で、「墳丘が耕作され、また周濠が埋没して耕作されている場合は、年貢地には替地を充て、そうでない場合でも迷惑にならぬよう幕府と相談すること。今回修補されないと、古制を失することになる」と回答した。

そして同じ十五日、朝廷は京都所司代牧野備前守忠恭に対しても、次のような指図をしている。趣旨は付札と全く同じである。

山陵頂上作物植付年貢地ニ相成御修補御差支ニ付、右作物早速可取拂当然之義ニ候へ共、年貢地ニ相成分早々関東方可被充替地、自己ニ作物候分ハ早々取拂御修補可取掛、且奉行 陵上候段深恐懼 思召候間、右地所仮ニ召上早々可除不

浄候、但自己ニ開発候輩与テモ迷惑不相成様於関東可有勘考、此段早々関東并南都奉行江申達取計可有之旨牧野備前守
(忠恭)
江被仰付候事

文久二十二月十五日⁽¹⁷⁾

戸田藩側の文言からは、墳丘部の年貢地は放棄しても、周濠部が埋没している場合の年貢地は確保したいという思惑が読み取れるが、朝廷側はそれを明確に否定したのである。その後、修陵事業は朝廷側の指示に忠実に従って遂行される。

山陵見分と年貢地——河内国をめぐって——

ここでは、右にみた戸田忠至一行の文久二年十一月〜十二月にわたる山陵見分の足跡のうち、河内国の一部に注目して墳丘・周濠部にある年貢地についてみてゆくことにしたい。

忠至一行は、十一月二十六日には上太子・観心寺御廟を見分して狭山新町に宿泊。二十七日は大塚ケ村・河原城村・野々上村・野中村・軽墓村・西之浦村を廻り、古市村庄屋森田三郎左衛門宅に宿泊。そして二十八日には、誉田村・国府村・沢田村・葛井寺村・小山村・嶋泉村を廻り嶋泉村庄屋吉村七郎左衛門宅に宿泊した。翌二十九日には和泉国へ向けて出発したのである。⁽¹⁸⁾

この間忠至一行は数多くの古墳を見分し、修陵事業の対象として適当であるかどうかを文献に基いて、また村役人に訊ねる等して調査した。特に二十七日から二十八日にかけては、今日考古学の上からは古市古墳群と呼ばれる地域である。忠至一行は、野中ボケ山古墳(仁賢天皇陵)・軽墓前之山古墳(日本武尊白鳥陵)・西浦白髪山古墳(清寧天皇陵)・高屋築山古墳(安閑天皇陵)・誉田御廟山古墳(応神天皇陵)・国府市野山古墳(允恭天皇陵)・沢田仲津山古墳(仲津姫陵)・岡みさんざい古墳(仲哀天皇陵)・津堂城山古墳(藤井寺参考地)・島泉丸山古墳(雄略天皇陵)等を実地に見分したと思われる。⁽¹⁹⁾

この内、後に仲津姫命陵として治定される沢田仲津山古墳の見分については、「中津山御見分役人賄方之記」⁽²⁰⁾によって詳しく知ることができる。以下、この史料によって見分の様子についてみてゆくことにしたい。

一行都合八十余名は二十八日に沢田村の仲津山を見分した。また同村庄屋松村家で昼食もとった。同家には席料として金二両、庄屋に二百疋、年寄二名に百疋ずつが一行から遣わされている。

それでは仲津山古墳の実態はどのようなものであったのであろうか。その周濠部は僅かに残った四つの池の外は総て埋没して平兵衛他二名所持の田・畑となり、山下廻りとして田高四石八斗一升九合・畑高三石六斗六升三合となっており、墳丘部も平兵衛他四名所持の山として高一石となっていた。⁽²¹⁾

仲津山のこのような状態に対応して戸田忠至一行は庄屋等に「向後右山樹木猥ニ伐取難相成尚此上繩張いたし、子供たるとも山内江入間敷旨被申渡、何れ翌年ハ早々相訳候間、尤山并田畑持主之迷惑ニ不相成様いたし候」と、その後なされる修陵へ向けて布石を打ったのである。

河内国内を廻った忠至一行がみた古墳の多くは、このように周濠部が埋没して耕作され、墳丘部も山林として年貢地となっていたのである。はじめて実際に畿内の巨大古墳を見た者には、この光景はさぞ異様に映ったことであろう。

もちろん、幕末期に天皇陵として治定される以前の古墳の墳丘部・周濠部の所有・利用の形態はさまざまである。ここでみた河内国の例でいえば、後に応神天皇陵として治定される誉田御廟山古墳は誉田八幡宮の社地であって、同宮によって同古墳の被葬者を応神天皇とする伝承が受け継がれてきた。

しかし、誉田御廟山古墳のような場合は例外であり、ほとんどの古墳の周濠部は埋没して耕作され、墳丘部も含めて年貢地となっていた⁽²³⁾というのが、戸田藩の思い描いてきた天皇陵候補の巨大古墳の実態だったのである。

神武天皇陵と年貢地

神武天皇の評価は、近世に於ける歴史思想の展開の上で大きなテーマであった。そして神武天皇陵についてもその所

在地をめぐって、様々な議論が闘わされた。⁽²⁴⁾その後明治期に入って神武天皇陵が極めて重要な位置を有するに至ったのは、茂木雅博氏が「日本の近代化にとって、最も重要な遺跡の一つは神武天皇陵である。神武天皇陵なくして近代天皇制の柱である万世一系はあり得ないのである」⁽²⁵⁾と喝破する如くである。

「文久の修陵」に於ても神武天皇陵は別格であったのである。ここでは神武天皇陵治定の問題にまで立ち入ることはできないが、文久三年二月にはそれまで神武天皇陵の候補、あるいは幕府によって神武天皇陵とされていた塚山・丸山が否定されて、ミサンザイ（神武田）が神武天皇陵とされたことは、ここで確認しておきたい。

しかし神武天皇陵の修補には陵域の拡張が伴なう。実際の修補工事に先立って陵域拡張のための具体的方策が検討されたのは、極めて妥当な順序である。

ちなみに、「文久の修陵」で修補工事が行なわれたのは神武天皇陵をその嚆矢とする。⁽²⁶⁾その外の陵墓も含めた修補期日や山陵修補掛は表『文久の修陵』の修陵期日』の通りである。つまり神武天皇陵の修補に至って、戸田藩ははじめて土地の収用問題に直面することになったのである。

文久三年六月に、忠至は年貢地の扱いについて次のように伺っている。

御陵年貢地之分其支配領主地頭江相達其段申聞、且右ニ付潰地相成候分御料ニ候へ者御高引、私領寺社領等者代地被下候御先格ニ付、御普請出来之上坪数等取調尚可申上旨被仰渡奉畏候、然ル處御普請取懸候節地所取上尚出来迄之處些細之義ハ候へ共、年貢休納可相成義与心配仕候、依之替地被下置候迄之内其最寄御代官々替地丈ヶ之年貢代金ニ而領主地頭江御渡被成下候様仕度奉存候、右御聞濟之上ハ其筋へ御下知被成下候様仕度此段申上候、以上⁽²⁷⁾

つまり、年貢地の分は支配領主・地頭へ達し申し聞かせ、潰地は幕府料は高引、私領・寺社領等は代地を下される先格に付き、普請が成り次第坪数等を調べるよう仰渡された、については普請に取り掛かった地所を取り上げてから出来上がる迄の間、些細な事ではあるが、年貢休納となるのか心配している、替地が宛てがわれる迄は最寄の代官所よりその分の年貢を代金にて領主・地頭へ渡す様にされたい、というのである。修陵を担当する立場としては、極めて深刻な問題であり、そしていってみれば誠実な対応であるといえる。

これに對して、同年十月に次のような回答がなされている。

潰地年貢之義ハ、御普請出来坪数取極り候上ニ無之而者難相分候間、右之御心得ヲ以猶御取調御申上可被成段御下知有之候由致承知(28)候

このように、普請が成つて坪数が確定してからでなくては潰地の年貢の問題は処理できない、というのでは、右に引いた六月の忠至の差し迫った伺に何ら答えるものではないと言わざるを得ないであろう。

天智天皇陵と年貢地

表「『文久の修陵』の修陵期日」に明らかな通り、「文久の修陵」に於て神武天皇陵に次いで修陵されたのは天智天皇陵である。(29)同表が示すように、天智天皇陵修陵の着手は文久三年八月であるが、同年十月に戸田忠至は、同陵に至る参道になるべき土地が年貢地となっている点について、次の様に御所へ進達している。

天智天皇御陵此節御普請取懸候処、右御陵江罷越候道筋荒野ニ相成是迄間道ヲ通行仕候へ共、此度御普請ニ付而者古来之振ニ御正面ニ道付候処、いつ之比より歟右之御場所見取年貢地ニ相成候、一躰右之御場所ハ

御陵兆域之内ニ而元来之除地ニ有之、不浄ハ勿論田畑等ニ可致地所ニ無之、仍而村里之者へ相尋候処、右荒野ハ

禁裡 御料所ニ而中興兆域之義も不弁自然年貢地ニ相成候由申立候、兆域内

禁裡 御料所ニ相成候而者何分

御尊奉難相立、且外々(ママ)も右様心得違を以兆域内ヲ穢し候族数多御座候ニ付而ハ、此度改正候義ニも差障り候間、第一

禁裡 御料所之内速ニ年貢被差免御尊奉筋被相立候様仕度、左候へ者自然外々改正為仕候響ニも相成可然ト奉存候、尤

右之趣松平若狭守小栗下総守江も申談仕候へ共猶

朝廷方早々御沙汰ニ相成候様仕度奉存候、且村里之者難没不相成様取計可申候、此段申上候、以上

十月

戸田大和守(30)

右の内、当時の様子を示す前段の部分には、天智天皇陵の普請に取り懸ったが陵への道は荒野であり、これ迄間道を通行していたが、この度古来の通り正面に道を付けた処、いつ頃からか年貢地となっている、一体この場所は御陵の兆域で元来除地であり、不浄・田畑等致す所ではなく、村里の者に尋ねると、この荒野は禁裡御料所であったのが自然年貢地になったとの事であった、とある。

さきにみた文久二年十二月四日に忠至が大坂から京都・江戸表へ差出した書付の中に、陵への道が狹隘で年貢地にもなっている点を取り上げているのは、この天智天皇陵の場合を指しているかと思われる。

もとより忠至は、参道といえどもこのような状態は好ましくないものと考え、年貢が免除されるべきである事を後段で述べている。さらに「自然外々改正為仕響も相成可然ト奉存候」と、これから着手する多くの修陵に際して対処せざるを得ないであろうこの年貢地の問題について、慎重に見通しを立てていることに、ここで注目しておきたい。

諸陵と年貢地——高屋築山古墳（安閑天皇陵）・国府市野山古墳（允恭天皇陵）をめぐって——

文久三年五月に神武天皇陵の修陵が行なわれて以降、同年八月の天智天皇陵修陵を始めに諸陵の修陵が踵を接して行なわれた。表「『文久の修陵』の修陵期日」に明瞭なように、文久三年から元治二年（慶応元年）にかけての間に多くの古墳が修陵されているのである。特に巨大古墳に注目してみると、今日の大阪府・奈良県内の巨大古墳は、そのほとんどがまとまった時期に土木工事が施されたということが出来る。

ここではまず、さきに取り上げた河内国の事例から、後に安閑天皇陵に治定される高屋築山古墳についてみてゆくことにしたい。

高屋築山古墳は表「『文久の修陵』の修陵期日」に明らかな通り安閑天皇陵としての修陵を元治元年六月に着手、同年十二月には落成したのであるが、修陵工事と並行して同年十一月には墳丘・周濠・外堤を含めて銀四貫九〇四匁⁽³¹⁾で買い上げを願うべく、古市村庄屋三郎左衛門・長兵衛他計十一名は信楽御役所に対して買い上げ値段を書き上げている。そ

こには「文久の修陵」以前における同古墳の土地所有の様相が詳細に記されているが、それによると同古墳は三郎左衛門株として高二石七斗三升三合（田高四斗一合、畑高二石三斗二升三合）、古検方として高三石三斗五升五合（田高一石五斗八合、畑高一石八斗四升七合）、新検方として高一石七斗一升七合（上畑高一斗五升六合、下畑高二斗四升三合、下々畑高一石三斗一升七合）、計高七石八斗五合となっている。

その後高屋築山古墳は買い上げられることになるが、藪田貫氏はその買い上げ値段に注目して「買上げはきわめて強引で、持主の希望価格田方一反当り約一貫二〇〇匁を、八三四匁から五五四匁へと二度にわたり押下げ、ほぼ半値で買上げていく」⁽³²⁾点、またこのような低価による買い上げは、高屋築山古墳が幕府直轄地であったためと考えられる点を指摘している。

また、後に允恭天皇陵に治定される国府市野山古墳については、差出人・宛先とも不明ながら年貢地の扱いに関する元治元年のものと考えられる書簡が「岡谷文書」⁽³³⁾の中に収められている。そこには次のようにみえる。

渡辺丹後守殿領分河州志紀郡国府村ニ被為在候允恭天皇御陵、此節御修補取掛り候ニ付御用地引揚之義、丹後守殿御家来中へ越前守家来及掛合候義相違無之候哉、且右地所者本高場并新開山年貢等江相掛り候へ共、先般村方へ御達シ之趣も御座候ニ付引渡候而不苦候哉之段、渡辺丹後守家来何出候ニ付御尋之趣京都表へ申遣候処、兼而

公辺方御達之趣⁽³⁴⁾御座候ニ付通領主役人方へ及掛合候義相違無御座候、尤御用地引上之分反別坪数并高引之分取調追而大和守方其節取替地被下之義も追而大和守方申立公辺⁽³⁴⁾江差出し候上ニ而替地之義も申立候筈ニ御座候間、其段渡辺丹後守殿家来へ御達御座候様奉存候

この書簡は、国府市野山古墳を允恭天皇陵として修補し用地引揚をするに際して、同古墳がある国府村の領主渡辺丹後守と戸田越前守の間で、同古墳にかかわる本高場・新開山年貢の扱い、また坪数・高引の確認等が重要な懸案となっていた様子を示すものである。

おわりに

本稿は、「文久の修陵」の過程における年貢地の処置をめぐる問題について、戸田藩と朝廷の間で交された議論、また沢田仲津山古墳（仲津姫命陵）・神武天皇陵・天智天皇陵・高屋築山古墳（安閑天皇陵）・国府市野山古墳（允恭天皇陵）を具体的な検討対象として取り上げて考察を加えた。

本来古墳にはそれぞれの周辺の村落との固有の繋がりがあつた。それに対して「文久の修陵」は、天皇陵等として古墳を囲い込んで周辺の村落との繋がりを断ち切るという理念をもつたものであつた。そうしてみれば、戸田藩が「文久の修陵」の実施過程で年貢地の処置に当面したのは当然のなりゆきであつた。そしてその解決なしには、「文久の修陵」は成就する筈もなかつた。

「文久の修陵」をめぐることは、未だ解決していない研究課題が余りにも多い。明治政府の天皇陵聖域化の直接の前提となる古墳の囲い込み、また、土木工事による古墳の大規模な改変を考古学の問題として取り上げる前に、なぜ、どのようにして「文久の修陵」が行なわれたのかを歴史学の課題として解明しなければならぬのである。本稿はそのための一つの試みである。

註

- (1) 武田秀章著「孝明天皇大喪儀・山陵造営の一考察（上）（下）」（『神道宗教』第一四九・一五〇号、平成四年十二月・平成五年三月）は、「文久の修陵」の完成を孝明天皇後月輪東山陵造営（慶応三年十月竣工）に求める見解を提示している。
- (2) 『書陵部紀要』第十六号（昭和三十九年十月）。『書陵部紀要所収陵墓関係論文集』（昭和五十五年、学生社）に再録。
- (3) 戸原論文六十七頁。
- (4) 『東京市史稿御墓地篇』（大正二年、昭和四十九年に臨川書店より復刻）四十八頁。

(5) 『山陵御普請之留』（国立公文書館内閣文庫蔵）。大平聡著「公武合体運動と文久の修陵」『考古学研究』一二三号、一九八四年九月）の中で、『山陵御普請之留』の成立についての考察が若干なされている（九十五頁）。

(6) 『山陵御普請之留』

(7) 『山陵御普請之留』

(8) 戸田忠至は通称を和三郎という。藩主戸田越前守忠恕の祖父忠翰の弟田中主計が田中一郎右衛門の養子となる以前に生まれた妾腹の子で、家老職を継ぐ間瀬家を相続していた（『山陵御普請之留』）。そして「山陵修補建白」が提出され幕府に受け入れられた後の文久二年九月二十一日の戸田越前守家来菅原勘助から御用番松平豊前守に宛てた届では、間瀬家の血統の者が跡目を継ぐことになったので和三郎を戸田家に取戻したい旨記され（『山陵御普請之留』）、その頃より以降山陵修補に全力を注ぐに至ったことはよく知られている。さらに翌文久三年正月二十一日には忠至は大和守・従五位下となっている（『山陵修補綱要』）。つまり和三郎（忠至）は間瀬・戸田両家を名乗った訳であるが、本稿の範囲は主として戸田家を名乗っていた時期であり、呼称としては差支えない限り忠至を用いることとする。

(9) 松井元儀編『文久度山陵修補綱要』（宮内庁書陵部所蔵。書陵部所蔵本は奥書きによれば大正十四年四月に諸陵寮に於て上田彦熊が写したもの）および『山陵御修補始末稿』（一）（宮内庁書陵部所蔵。書陵部所蔵本は奥書きによれば昭和十年二月に諸陵寮に於て館林図書館所蔵原本を戸田次郎が謄写したもの）による。但し疋田作次郎と中條良蔵は『山陵修補要綱』に欠けている。また、『宇都宮市史近世通史編』（昭和五十七年、宇都宮市）は「第六章幕末宇都宮藩の活動第三節山陵御修補」の中で『孝明天皇紀』梶信緝『脩陵雜記』を引いて、一行の構成について述べているが、それぞれ若干の異同がある。

(10) 『山陵修補綱要』。また、『諸陵寮本函底叢書』（宮内庁書陵部所蔵。書陵部所蔵本は奥書きによれば明治二十六年九月に諸陵寮蔵本を抄録したもの）にも、「山陵荒廃ノ実況等申立」（年欠十二月）としてほぼ同内容の記述がみられる。

(11) ここに石棺が暴われた例というのは、現在の奈良県橿原市にある国史跡丸山古墳（後円部墳頂は宮内庁が畝傍参考地として管理）である。当時は丸山古墳は天武・持統合葬陵とされており、忠至一行は文久二年十一月二十二日に同古墳を見分、「段々畑ニナリ入口ヨリ石棺顕レ出水ニ沈入ナル御場所発見」、その後、「水抜ヲ付ケ御石棺不顕様可取計申付アリ」（『山陵修補綱要』）という。

- (12) 宮内庁書陵部蔵本『山陵修補綱要』(一)では「学習所」とあるが、前掲戸原論文では「学習院」としている(六十七頁)。
- (13) 『山陵修補綱要』
- (14) 『山陵修補綱要』
- (15) 『山陵修補綱要』。また『諸陵寮本函底叢書』にも、「山陵城内ノ耕地処分ノ達旨」(文久二年十二月十五日)としてほぼ同内容の記述がみられる。
- (16) 『山陵修補綱要』
- (17) 『山陵御修補始末稿』(一)
- (18) 戸田忠至一行の日程については、『羽曳野市史第五卷史料編三』(昭和五十八年、羽曳野市)所収の「御廟山一条古記等手控書」(土屋兵次氏所蔵護国寺文書)に拠った(六六〇〜六一頁)。
- (19) (一)内は宮内庁による古墳の名称。
- (20) 『藤井寺市史第五卷史料編三』(藤井寺市、昭和五十七年)三十一〜七頁。
- (21) もとより墳丘部は周濠部に比べて面積ははるかに広大であるが、高からすると周濠部は墳丘部の八倍以上である。このよ
うな、周濠部が埋没して耕作されている場合、貢租の面からみて生産性が高いという傾向は、他の古墳一般にも共通すると考
えられる。当初戸田藩が、修陵に際して周濠部の耕作地の存置を考えたのも、この点に理由があったものと思われる。
- (22) 『藤井寺市史第五卷』三十三頁。
- (23) 古市古墳群に属する古墳の墳丘の所有・利用形態等については、拙稿「村落による陵墓古墳の利用様態——山野としての
墳丘部——」(徳川林政史研究所『研究紀要』第二十三号、一九八九年三月)の「一近世の利用様態」(一二二〜二六頁)を参
照。周濠については、拙稿「村落と陵墓古墳の周濠——古市古墳群をめぐって——」(『成城文芸』第一三二号、一九九〇年七
月)の「一近世の村落と周濠」(六十五〜八頁)を参照。
- (24) 神武天皇陵をめぐる戦後期の主な文献としては、植村清二著『神武天皇——日本の建国——』(昭和三十二年、中央公論
社、昭和四十一年に増補版、一九九〇年に中公文庫より復刊)、春成秀爾著『神武陵』はいつつくられたのか(『考古学研究』
第二十一巻第四号、一九七五年三月)、星野良著作『研究史神武天皇』(昭和五十五年、吉川弘文館)、茂木雅博著『天皇陵の研

究』(一九九〇年、同成社)等。

(25) 茂木著『天皇陵の研究』九十三頁。

(26) 武田秀章著「神武天皇陵修補過程の一考察」(『皇学館大学神道研究所紀要』第七輯、平成三年二月)は神武天皇陵が「文久の修陵」における修補事業の第一着手であることに着目しつつ、神武天皇陵の治定・修陵について詳細に論じている。

(27) 『文久度山陵修補綱要』。宛先は不明。

(28) 『文久度山陵修補綱要』

(29) 神武天皇陵に次ぐ修陵の対象として天智天皇陵が選ばれたのは、平安期に朝廷の年中行事として行なわれた荷前において、天智天皇陵が別貢幣の対象となる近陵の中でも常に筆頭に置かれていたことに関係があるかと思われる。例えば、藤木邦彦氏が「天智天皇は、国家体制を革新して律令国家形成の基礎を定めた天皇であり、特にその後の皇位継承の内規を創定したとみられる天皇であって、のちわが國中興の祖と仰がれるに至ったのであるから、これを近陵の最初に列し、また世代が如何に降ろうとも、この陵だけは永く近陵の中から除かれぬこととされたのは、当然の成りゆきであったと考えられる」(『平安王朝の政治と制度』(平成三年、吉川弘文館)二四七頁、初出は「平安時代における近陵・近墓の被葬者について」、国士館大学『人文学会紀要』第八号、昭和五十八年)といい、また服藤早苗氏が「桓武天皇が国忌や『別貢幣』対象陵墓の筆頭に上げたのは天智天皇であり、これ以降天智天皇は『太祖不遷之廟』とされ、改変されることはなかった」(『家成立史の研究』(一九九一年、校倉書房)五十二〜三頁、初出は「山陵祭祀より見た家の成立過程」、『日本史研究』第三〇二号、一九八七年)という如くである。但し、本稿でみている「文久の修陵」の一連の過程で、何故神武天皇陵に次いで天智天皇陵が修陵されたかを直接に示す史料は今の所管見に入っていない。また、表『文久の修陵』の修陵期日では着手・落成期日の記載を欠いている例が少なからず見られるが、他の資料(上野竹次郎『山陵』(大正十四年、山陵崇敬会、一九八九年に名著出版より復刻)等)によって補っても、神武天皇陵に次いで修陵されたのが天智天皇陵であることに変更はない。

(30) 『文久度山陵修補綱要』

(31) 『羽曳野市史第五卷』所収「御陵鋪地御買上値段書上帳(控)」(森田周作氏文書)による(六六九〜七三頁)。そこには「私共村方 安閑天皇様 御陵之儀、今般御修補被為在、書面之地所御陵鋪地相成、御買上奉願上、尤右地所別番証文写之通、先

年中者譲り渡仕候」(六七三頁)とあり、文久三年の内に地所の引き渡しがなされていたことがわかる。

(32) 『羽曳野市史第五卷』「解説」(一、〇〇六頁)。

(33) 「岡谷文書」とは国文学研究資料館史料館受託の岡谷繁実文書中の史料。幕末から明治前期に館林秋元藩士岡谷繁実に宛てられた書簡を中心とする。国文学研究資料館史料館『史料館研究紀要』第二十四・二十五号(平成五年三月・平成六年三月)に史料紹介として原島陽一・松尾正人「岡谷文書——幕末・明治書翰類——」(一)(二)が掲載されており、本稿はこれに拠った。

(34) 「岡谷文書(二)」二八八号、二三四頁。

(付記)

本論文は平成六年度文部省科学研究費補助金(一般研究C)「明治政府による古墳の陵墓指定をめぐる国・府藩県・村相互間の軋轢についての研究」(研究代表者外池昇)の成果の一部である。

表 「文久の修陵」の期日

国名・陵墓等	着手	落成	備考	山陵修補掛
<p>大和国 神武帝陵</p> <p>綏靖帝陵 安寧帝陵 懿德帝陵 宣化帝陵 孝元帝陵 欽明帝陵 文武帝陵 天武持統帝御火所^(c) 岡宮帝陵 齊明帝陵 孝昭帝陵</p>	<p>文久三年 五月</p> <p>^(a) 元治元年一〇月 元治元年 八月 元治元年 六月 元治元年 六月 元治元年 八月 元治元年 六月 元治元年 六月 元治二年 正月 元治二年 正月 元治二年 正月 元治元年一〇月 元治元年一〇月 元治元年一〇月</p>	<p>文久三年一二月</p> <p>^(a) 元治元年一二月 元治二年 二月 元治二年 正月 元治二年 三月 元治元年一二月 元治二年 二月 元治二年 二月 元治二年 二月 元治二年 二月 元治二年 二月 元治二年 七月 元治二年 二月 元治二年 二月</p>	<p>未定陵</p> <p>未定陵^(b) 未定陵^(c)</p>	<p>戸田越前守家来 林藤左衛門 渥美祖太郎 黒瀬敬介 久保田市右衛門 久保千代之助 小林仙三 松井良吉 浦山金大夫</p> <p>戸田越前守家来 渥美祖太郎 加藤量平 絹川瀬平 松井良吉 横田熊之助</p>

「文久の修陵」と年貢地

河内国	光明帝陵			
	崇道帝陵			
	光仁帝陵	元治元年 九月	元治二年 正月	藤堂家修造
	後醍醐帝陵	元治元年 一〇月	元治二年 二月	藤堂家修造
	崇峻帝陵	元治元年 九月	元治二年 正月	小林仙三
	舒明帝陵	元治元年 一〇月	元治二年 二月	加藤量平
	景行帝陵	元治元年 九月	元治二年 二月	松本鎮太郎
	崇神帝陵	元治元年 九月	元治二年 二月	戸田越前守家来
	平城帝陵	文久三年 一月	元治元年 四月	
	孝謙帝陵	文久三年 一月	元治元年 四月	
	安康帝陵	文久三年 一月	元治元年 三月	
	垂仁帝陵	文久三年 一〇月	元治元年 三月	
	日葉酢姫命墓	文久三年 一月	元治二年 三月	加藤作太郎
	成務帝陵	文久三年 一月	元治元年 三月	
	神功皇后陵	文久三年 一月	元治元年 二月	戸田大和守手付
	聖武帝陵	文久三年 一月	元治元年 三月	浦島六郎兵衛
	元正帝陵	文久三年 一〇月	元治元年 二月	久保千代之助
	元明帝陵	文久三年 一〇月	元治元年 二月	黒瀬敬介
	開化帝陵	文久三年 一〇月	元治元年 三月	永田市郎左衛門
	飯豊帝陵	元治元年 一〇月	元治二年 二月	戸田越前守家来
	孝靈帝陵	元治元年 一月	元治二年 三月	
	孝安帝陵	元治元年 一〇月	元治二年 二月	
	未定陵	文久三年冬カ		

<p>讃岐国 崇徳帝陵</p>	<p>摂津国 繼体帝陵 光明帝陵</p>	<p>和泉国 仁徳帝陵 履仲帝陵 反正帝陵</p>	<p>仲哀帝陵 応神帝陵 允恭帝陵 雄略帝陵 清寧帝陵 仁賢帝陵 安閑帝陵 敏達帝陵 用明帝陵 推古帝陵 孝徳帝陵 後村上帝陵</p>
<p>元治二年 五月</p>	<p>元治元年 一〇月</p>	<p>元治元年 九月 元治元年 九月 元治元年 九月</p>	<p>元治元年 五月 元治元年 五月 元治元年 五月 元治元年 四月 元治元年 四月 元治元年 六月 元治元年 六月 元治元年 一〇月 元治元年 一〇月 元治元年 一〇月 元治元年 八月 元治元年 四月</p>
<p>元治二年 七月</p>	<p>元治二年 二月</p>	<p>元治二年 正月 元治二年 正月 元治二年 正月</p>	<p>元治二年 二月 元治二年 二月 元治元年 一〇月 元治元年 一〇月 元治元年 一〇月 元治元年 一月 元治元年 一月 元治元年 二月 元治元年 二月 元治元年 二月 元治元年 二月 元治元年 二月 元治元年 二月 元治元年 二月</p>
	<p>未定陵</p>		<p>秋元家修造</p>
<p>戸田越前守家来 黒瀬敬介 神田辰之助</p>	<p>戸田越前守家来 永田市郎左衛門 黒瀬敬介 久保千代之助 戸田大和守手付 浦島六郎兵衛 加藤作太郎</p>		

「文久の修陵」と年貢地

山城国	
天智帝陵	文久三年 八月
桓武帝陵	文久三年 八月
醍醐帝陵	元治 ^(e) 三年 七月
朱雀帝陵	元治元年 七月
後二条帝陵	元治元年 八月
後一条帝陵	元治元年 八月
後一条帝御火所	元治元年 八月
陽成帝陵	元治元年 九月
花園帝陵	文久四年 五月
高倉帝陵	文久三年 九月
六条帝陵	文久三年 九月
後白河帝陵	元治元年 七月
後堀河帝陵	元治元年 七月
四条帝陵	元治元年 七月
後水尾帝陵	元治元年 七月
明正帝陵	元治元年 七月
後光明帝陵	元治元年 七月
後西帝陵	元治元年 七月
霊元帝陵	元治元年 七月
東山帝陵	元治元年 七月
中御門帝陵	元治元年 七月
桜町帝陵	元治元年 三月
未定陵	
戸田越前守家来	文久三年 一月
吉田精一郎	文久三年 一月
加藤郁之助	元治 ^(e) 三年 一月
小林仙三	元治元年 一月
神田辰之助	元治元年 一月
大竹千代蔵	元治元年 二月
新民作	元治元年 二月
戸田越前守家来	元治元年 二月
松原彦輔	元治元年 二月
平坂信八郎	文久四年 〇月
浦山色太夫	文久三年 二月
石川彦太郎	文久三年 二月
慶応元年 九月	元治元年 二月

桃園帝陵 後桜町帝陵 後桃園帝陵 光格帝陵 仁孝帝陵 外 孝明帝陵 仁明帝陵 深草法華堂 後深草帝 後光嚴帝 称光帝 後奈良帝 後伏見帝 後円融帝 後土御門帝 後小松帝 後柏原帝 後陽成帝 正親町帝 後伏見帝 後深草帝御火所 崇光帝陵	
---	--

元治元年一〇月

元治元年 五月

元治二年 五月

元治元年一二月

戸田越前守家来 加藤郁之助 神田辰之助 大竹千代蔵 落合悟一郎 石川彦太郎 浦山色太夫 荒川教作	
---	--

「文久の修陵」と年貢地

白河帝陵
淳和帝陵
淳和帝御火所
土御門帝陵
嵯峨帝陵
後宇多帝陵
清和帝陵
文徳帝陵
宇多帝陵
円融帝御火所
一条帝陵
後朱雀帝陵
後冷泉帝陵
後三条帝陵
堀河帝陵
後土御門帝
桓武帝
後奈良帝
正親町帝
後光厳帝
後円融帝
後小松帝
称光帝

元治二年 五月

元治二年 九月

戸田越前守家来
松原彦輔
平坂信八郎
吉田精一郎
浦山色太夫
石川彦太郎

<p>丹波国 光嚴帝陵 後花園帝陵 後土御門帝陵</p>	<p>元治元年一月 元治元年一月 元治元年一月</p>	<p>元治二年 二月 元治二年 二月 元治二年 二月</p>	<p>東本願寺修造 東本願寺修造</p>	<p>戸田越前守家来 加藤郁之助 吉田精一郎 神田辰之助 大竹千代蔵 落合悟一郎</p>
<p>後嵯峨帝陵 龜山帝陵 後嵯峨帝御火所 龜山帝御火所 後龜山帝陵 花山帝陵 一条帝御火所 白河帝御火所 堀河帝御火所 後冷泉帝御火所 近衛帝御火所 後花園御火所 後鳥羽帝陵</p>	<p>元治元年一〇年 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月 元治元年一二月</p>	<p>元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月 元治二年 三月</p>	<p>東本願寺修造 東本願寺修造</p>	<p>戸田越前守家来 加藤郁之助 吉田精一郎 神田辰之助 大竹千代蔵 落合悟一郎</p>

註

※本表は『山陵修補始末稿一』（宮内庁書陵部所蔵。書陵部所蔵本は奥書きに拠れば昭和一〇年二月に諸陵寮に於て館林図書館本を戸田次郎が謄写したものである）によって作成したもので、配列・文言等はこれに拠った。従って、他の資料（上野竹次郎著『山陵』（大正一四年、山陵崇敬会、一九八九年に名著出版より復刻）、『国史大辞典』（昭和五十四年）、平成五年、吉川弘文館）等が示す修陵期日と齟齬が生じる場合がある。

- (a) 綏靖陵は「文久の修陵」の際には未定で決定されたのは明治十一年二月になってからであるが、『陵墓録』（国立公文書館内閣文庫所蔵）による、『山陵修補始末稿』の記述により着手・落成の期日を記す。
- (b) 「文久の修陵」では野口王墓（奈良県明日香村、現在宮内庁は天武・持統陵として管理）を文武陵として修陵した。ここに「未定陵」とあるのは、その後の陵の所在地をめぐっての議論の反映と考えられる。
- (c) 「文久の修陵」では丸山古墳（奈良県橿原市、現在国史蹟、後円部墳頂は宮内庁が畝傍参考地として管理）を天武・持統陵として修陵したが、持統天皇の「御火所」（火葬塚）は治定されていない。また、ここに「未定陵」というのは、その後の陵の所在地をめぐっての議論の反映と考えられる。
- (d) 日葉酢姫命陵は「文久の修陵」の際には未定で明治八年十一月になって決定された（『陵墓録』による）が、『山陵修補始末稿』の記述により、着手・落成の期日を記す。
- (e) 『山陵修補始末稿』の記述による。
- (f) 『山陵修補始末稿』の記述に拠ったが、「伏見帝」が適当と思われる。
- (g) 以下「宇多帝陵」に至るまで着手・落成期日の記載なし。この中には他の資料によって期日を補えるものもあるが、暫く『山陵修補始末稿』の記述に拠った。
- (h) 以下「称光帝」まで「陵」の文言を欠く。